

空乗第2098号
平成8年10月11日
国空航第3037号
令和4年3月29日

航空士実地試験実施細則

一等航空士

国土交通省航空局安全部安全政策課

【未設定】

航空士実地試験実施細則

二等航空士

国土交通省航空局安全部安全政策課

I. 一般

1. 航空従事者試験官が二等航空士の実地試験を行う場合は、航空士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。
2. 実技試験は原則として500海里以上の航程とし、洋上にて実施する。
3. 実技試験に使用する航空機の要件は次のとおりとする。

3-1 航空機

3-1-1 洋上飛行が可能な装備品を装備していること。

3-2 装備品等

3-2-1 航空士の席に次の装備品が装備されていること。

3-2-1-1 偏流測定儀 (Drift meter)

3-2-1-2 ADF受信器

3-2-1-3 VOR/DME受信器又はTACAN受信器

3-2-1-4 LORAN受信器又はこれに相当する機器

3-2-1-5 速度計、高度計、コンパス、時計及び外気温度計

3-2-1-6 操縦士及びその他の乗員との交話装置

II. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次のとおりとする。

1. 航法に必要な知識			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	<p>次の事項について質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航法に関する諸規則 2. 推測航法及び無線航法に関する事項 3. 航空交通管制方式に関する概要 4. 航空保安無線施設の特性と利用法 5. 航法用計測器に関する事項 6. 捜索救難に関する規則 7. 人間の能力及び限界に関する事項 8. その他航法に必要な事項 	質問事項について正しく解答できること。
1-2	航空機及び装備品に関する知識	<p>試験に使用する航空機について次の事項を質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 性能、運用限界等 2. 航法用計器の取り扱い法 3. その他必要な事項 	質問事項について正しく解答できること。

III. 実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次のとおりとする。

2. 飛行前作業			
(目的)			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	気象情報	所要の気象情報を入手させ、天気概況、飛行場及び飛行経路上の実況及び予報について説明させる。	1. 天気図等を使用し、天気概況の説明が正しくできること。 2. 各種気象通報式の解読が正しくできること。
2-2	航空情報	所要の航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させる。	航空情報を正しく解読できること。
2-3	航空機及び装備品の状況	1. 航空機及び航法に使用する装備品の状況について説明させる。 2. 試験に使用する航空機の重量及び重心位置について説明させる。 3. 燃料搭載量について説明させる。	1. 航空機及び航法に使用する装備品の現状について正しく説明できること。 2. 重量、重心位置等が許容範囲内にあることが確認でき、これらが飛行に及ぼす影響について説明できること。 3. 搭載燃料量、燃料消費、飛行可能時間等について説明できること。
2-4	飛行計画の作成	1. 受験者に飛行計画の作成を指示する。 2. 受験者は、気象情報及び航空情報に基づき実用的な飛行計画を作成 3. 試験官は、受験者が作成した飛行計画を点検し、所要事項について質問する。	1. 正確で実用的な飛行計画を30分以内に作成できること。 2. 適切な高度、経路が選定できること。 3. 必要な航法諸元を迅速かつ正確に算出できること。 4. じょう乱、凍結等飛行障害現象の存在を予測できること。 5. 航法計画書及び航空図への記入が正しくできること。

番号	科目	実施要領	判定基準
2-5	飛行前点検	<ol style="list-style-type: none">1. チェックリストに従って航法装置の点検を行わせる。2. 点検実施中、所要の質問を行う。	<ol style="list-style-type: none">1. チェックリストに従って所定の点検が実施できること。2. 点検中、安全に対する配慮がなされていること。3. 質問事項について正確に解答できること。

3. 飛行の実施			
(目的) 航法の実施について判定する。			
番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
3－1	離 陸 前 作 業	<p>1. 計器及び装備品の作動状況を確認させる。</p> <p>2. 空港に先立ち必要計器の整合及びインターフォンの点検を行わせる。</p> <p>3. 空港後の飛行要領について操縦士と調整させる。</p>	<p>1. 計器及び装備品の作動状況が正しく確認できること。</p> <p>2. 時計及び計器類の整合が正しく実施できること。</p> <p>3. 飛行後の飛行要領について操縦士と調整できること。</p>
3－2	航 法 の 発 動	発動点上空から航法を発動させる。	<p>1. 操縦士と連携のうえ、正しく発動点を発動できること。</p> <p>2. 発動後の航法諸元について操縦士と正しく連携できること。</p>
3－3	風 の 算 出	適宜、風の算出を行わせる。	<p>1. 測風計画について、操縦士と綿密な連携がとれること。</p> <p>2. 状況に応じて測風を計画し正しい風が算出できること。</p> <p>3. 入手した風が以後の航法に反映できること。</p>
3－4	針 路 修 正 及 び 到 着 予 定 時 刻 の 算 出	<p>1. 必要に応じ針路を修正させるとともに、到着予定時刻の修正を行わせる。</p> <p>2. ノーウィンド・プロットを行わせる。</p>	<p>1. 測風後、直ちに針路の修正及び到着予定時刻の修正ができること。</p> <p>2. 必要に応じ針路の修正ができること。</p> <p>3. ノーウィンド・プロットが正しく実施でき、終了時には目的地あるいはコースに対し正しく変針できること。 また、到着予定時刻の修正が正しく実施できること。</p>

番号	科目	実施要領	判定基準
3-5	位置の決定	航法装置を利用して位置の決定を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 航法装置を利用して迅速に位置が決定できること。 2. 決定した位置を有効に利用し、最新の風を算出できること。 3. 最新の算出した風を以後の航法に活用できること。 4. 決定した位置により針路の修正及び到着予定期刻の修正がされること。
3-6	変針及び高度の変更	<ol style="list-style-type: none"> 1. コースからずれた場合または変針点にて変針させる。 2. 適宜、高度の変更を行わせる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. コースからずれた場合状況に応じて修正針路が決定できること。 2. 変針点付近での機位の状況に応じた変針が実施できること。 3. 測風に配慮がされていること。 4. 高度が変更した場合、所要の措置がとれること。 5. 高度変更に際し、測風に配慮がなされていること。
3-7	航法記録の記入	航法記録を記入させる。	正しく、迅速に航法記録が作成できること。
3-8	航法図の記入	航法図に必要事項を記入させる。	正しく、迅速に作図及び必要事項が記入できること。

番号	科目	実施要領	判定基準
3-9	最大進出法・会合法又は捜索法	<p>航法の途中において、最大進出、会合法又は捜索法を行わせる。</p> <p>(注)</p> <p>各航法諸元の算出が終了し、試験官が確実に航法が終了できると判断した段階で、この科目を終了してもよい。</p>	迅速かつ正確な航法諸元が算出できること。
3-10	異常又は緊急時の措置	<p>一発動機故障又は航法装置等が故障した場合の想定を与え航法を行わせる。</p> <p>(注)</p> <p>各航法諸元の算出が終了し、試験官が確実に航法が終了できると判断した段階で、この科目を終了してもよい。</p>	<p>1. 一発動機故障時の飛行諸元が迅速かつ正確に算出できること。</p> <p>2. 航法装置等が故障した場合に迅速に対処できること。</p>

4. 航空機乗組員間の連携

(目的)

操縦士等との業務の連携状況について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
4-1	航空機乗組員間の連携	乗員間の連携状況等について判定する。	操縦士及びその他の乗員と適時、緊密に連携がとれること。

5. 総合能力 (エアマンシップ)

(目的)

実地試験の全般にわたり規定類を遵守し、積極性を持ち、航空機及びその運航状況を正しく認識するとともに、乗員間の連携を保って業務を遂行できる二等航空士としての総合能力について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
5-1	計画力・判断力	1. 飛行全般にわたって、先見性をもって飛行を計画する能力について判定する。 2. 変化する各種状況下において適切に判断できる能力について判定する。	事後の飛行状況を予測して適切に航法を継続するとともに、不測の事態に備え予期される危険を回避できること。
5-2	状況認識	1. 状況を認識し航法全般を管理する能力について判定する。 2. 状況認識性について判定する。	1. 現在の状況を適切に認識し適切に航法を継続できること。 2. 積極性を持ち、状況を的確に認識できること。
5-3	協調性	操縦士及びその他の乗員間との連携について判定する。	積極性を持ち、他の乗員と協調して業務を遂行できること。
5-4	規則の遵守	運航に必要な規則、規定類の遵守について判定する。	規則、規定類を遵守しようとする意思があること。

IV. 実地試験成績報告書

実地試験成績報告書の様式は次のとおりとする。

		総合判定
二等航空士実地試験成績報告書		
① 受 験 者 調 書		
ふりがな _____		□昭和 □平成
氏 名		生年月日 年 月 日
試験に使用する航空機		
等 級	型 式	国 籍・登 錄 記 号
□ 陸上多発機	式 型	
□ 水上多発機		
現 住 所	電話番号	
連 絡 先 (会社団体等)	電話番号	
学科試験合格	(受験地) 年 月 日	
飛 行 経 歴		既得の技能証明・計器飛行証明の番号
総飛行時間	時間 分	No. _____
航空士関係	時間 分	No. _____
② 教 官 の 証 明		
二等航空士の資格に係る必要な訓練を行い、所定の技能を有していることを証明します。		
教官の有する技能証明の資格と番号 No. _____ No. _____		
年 月 日	教官氏名	
③ 試 験 の 實 施		
試験の実施年月日	場 所	試 験 官 氏 名
年 月 日		
特 記 事 項		

- 受験者は、①受験者調書欄に所要事項を記入又はレ印を付すこと。
- 教官は、②教官の証明欄に所要事項を記入のうえ、試験官に提出すること。

資格審査	項目	判定
	飛行歴	

成績表

試験科目	判定
口述試験	
1. 航法に必要な知識	
1-1 一般知識	
1-2 航空機及び装備品に関する知識	
実技試験	
2. 飛行前作業	
2-1 気象情報	
2-2 航空情報	
2-3 航空機及び装備品の状況	
2-4 飛行計画の作成	
2-5 飛行前点検	
3. 飛行の実施	
3-1 異常又は緊急時の処置	
3-2 航法の発動	
3-3 風の算出	
3-4 針路修正及び到着予定時刻の算出	
3-5 位置の決定	
3-6 変針及び高度の変更	
3-7 航法記録の記入	
3-8 航空図の記入	
3-9 最大進出法、会合法又は捜索法	
4. 航空機乗組員間の連携	
4-1 航空機乗組員間の連携	
5. 総合能力(エアマンシップ)	
5-1 計画力・判断力	
5-2 状況認識	
5-3 協調性	
5-4 規則の遵守	

附則

(施行期日)

この細則は、平成 8 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日）

(施行期日)

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。